

各都道府県中小企業労働力確保法に基づく改善計画認定事務担当部（局）長 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発部
雇用開発企画課長
中小企業庁経営支援部
経営支援課長

「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の運用に当たっての留意事項及び改善計画に係る認定審査基準について」の一部改正について（通知）

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号。以下「法」という。）の運用に当たっての留意事項及び改善計画に係る認定審査基準については、平成23年10月1日付け職開発1001第1号、能育発1001第1号、能評発1001第1号「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の運用に当たっての留意事項及び改善計画に係る認定審査基準について（通知）」において通知しているところですが、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）において「事業協同組合等が作成する改善計画の認定（4条1項）については、これを要件とする現行の助成金の活用促進を図る観点から検討し、手続きの簡素化を図る。」とされていること及び今般雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第83号）が施行されたこと等に伴い、下記のとおり所要の見直しを行い、別添のとおり一部改正しますので、その円滑かつ的確な実施につきましてご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 認定審査基準の改正

(1) 記2(5)、8(11)、10(1)関係

法第7条第1項に基づく職場定着支援助成金（中小企業団体助成コース）（以下「定着支援助成金」という。）について、所要の見直しを行うこととしたことに伴い、都道府県知事が定着支援助成金の活用を希望する事業協同組合等に係る改善計画の認定事務の簡素化を図るとともに、認定を行う際に留意されたい点を示すもの。

(2) 記10(2)関係

ア 定着支援助成金の見直しに伴う経過措置を規定するもの。

イ 経過措置が終了となる以下の助成金について、経過措置に係る規定を削除するもの。

(ア) 中小企業基盤人材確保助成金

(イ) 中小企業人材確保推進事業助成金

(ウ) 中小企業雇用創出等能力開発助成金

2 様式の改正

(1) 別紙1、別紙1別添3関係

構成中小企業者が施策の活用を希望する場合に記入する別添1及び別添3について、定着

支援助成金のみの活用を希望する場合は、当該資料の提出を不要とし、手続きの簡素化を図るもの。

(2) 別紙1別添1、別紙2別添1関係

改善事業の対象者に青少年（40歳未満の者）が含まれる場合に記入する「青少年の有無」欄を削除し、手続きの簡素化を図るもの。

(3) 別紙1別添4関係

ア 「資本金の額」欄を「資本金の額又は出資の総額」欄とし、表現の適正化を図るもの。

イ 「施策活用の有無」欄を、活用する施策の種類が分かるよう細分化することにより、定着支援助成金のみの活用を希望する構成中小企業者に係る別添1及び別添3の提出を不要とし、手続きの簡素化を図るもの（2(1)と同趣旨。）。

(4) 別紙7関係

行政不服審査法（平成26年法律第68号）が平成28年4月1日より施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。

- 「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の運用に当たっての留意事項及び改善計画に係る認定審査基準について」の一部改正について

新	旧
<p>1 (略)</p> <p>2 改善計画の認定 (1)～(4) (略) <u>(5) 法第7条第1項に基づく職場定着支援助成金（中小企業団体助成コース）（以下「定着支援助成金」という。）の活用を希望する事業協同組合等から「改善計画認定申請書」の提出を受けた場合の取扱いについては、10(1)を参照されたいこと。</u></p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 改善計画の作成に係る指導及び助言 (1)～(10) (略) <u>(削除)</u></p> <p>9 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 改善計画の認定 (1)～(4) (略) <u>(新設)</u></p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 改善計画の作成に係る指導及び助言 (1)～(10) (略) <u>(11) 法第7条第1項に基づき、都道府県労働局が実施する事業協同組合等に対する職場定着支援助成金（中小企業団体助成コース）（以下「定着支援助成金」という。）については、その支給に際し、対象を健康、環境、農林漁業等の分野の事業を営む中小企業者を含む事業協同組合等に限ることから、定着支援助成金の活用を希望する事業協同組合等が改善計画を作成する場合は、当該事業協同組合等が定着支援助成金の支給対象に該当するかを都道府県労働局職業安定部あて必要に応じて照会することが望ましいこと。</u></p> <p>9 (略)</p>

10 法第7条第1項に基づく助成金

(1) 定着支援助成金

定着支援助成金について、平成28年度において所要の見直しを行うこととしたことに伴い、当該助成金の活用を希望する事業協同組合等から「改善計画認定申請書」の提出を受けたときは、以下の取扱いを留意されたいこと。

ア 支給対象分野の拡充に伴う事務の簡略化

従来は、支給対象分野を重点分野（健康・環境・農林漁業分野）等に限定していたところであるが、平成28年度からは重点分野等以外の分野にも拡充（分野限定を廃止）することとした。

このため、当該事業協同組合等が、定着支援助成金の支給対象に該当するかについて、必要に応じて都道府県労働局職業安定部あて照会することは不要となること。

イ 受給資格認定申請書の添付書類の簡素化

従来は、定着支援助成金に係る受給資格認定申請書の添付書類として、「対象認定組合等の構成事業主名簿（各構成事業主における資本金の額又は出資の総額及び常用労働者数が明記されているもの）」及び「対象認定組合等の定款」を提出させることとしていたが、平成28年度からは当該書類に代えて、「改善計画認定通知書」及び「改善計画認定申請書」の写しを添付させることとした。

このため、都道府県知事は、定着支援助成金の活用を希望する事業協同組合等に係る改善計画を認定した場合は、当該認定に係る認定組合等に対し、「改善計画認定通知書」により通知を行う際に、認定組合等から提出された「改善計画認定申請書」の写し3通のうち1通を添えて通知されることが望ましいこと。

この場合において、当該認定に係る「改善計画認定申請書」の写しを添付して都道府県労働局職業安定部及び公共職業安定所あて通知することは不要であること。

なお、定着支援助成金の活用を希望する事業協同組合等に係

10 法第7条第1項に基づく助成金に係る経過措置
(新設)

る改善計画の認定申請から改善事業の実施までの流れは以下のとおりとなることが見込まれるため、参考にされたいこと。

(7) 事業協同組合等は、都道府県知事に対し「改善計画認定申請書」及びその写し3通を提出する。

(イ) 都道府県知事は3の改善計画の認定審査基準及び都道府県が行う中小企業振興施策に係る方針等に照らして適切であるか否かを審査し、適切であると判断されるものについて認定を行う。

(ウ) 都道府県知事は、改善計画の認定後、「改善計画認定通知書」に「改善計画認定申請書」の写し1通を添えて、事業協同組合等に通知するとともに、2(2)において掲げる機関等（都道府県労働局職業安定部及び公共職業安定所を除く。）のうち関係するものに対し、当該認定に係る「改善計画認定申請書」の写しを添付してその旨通知する。

(エ) 事業協同組合等は、定着支援助成金の受給資格認定申請書に、中小企業労働環境向上事業実施計画書、都道府県知事から通知された「改善計画認定通知書」及び「改善計画認定申請書」の写しを添えて、都道府県労働局長に提出する。

(オ) 都道府県労働局長は、提出された受給資格認定申請書を審査し、適切であると判断されるものについて認定を行った場合は、事業協同組合等に対してその旨通知する。

(カ) 事業協同組合等は、都道府県知事の認定を受けた改善計画及び都道府県労働局長の認定を受けた中小企業労働環境向上事業実施計画に基づき改善事業を実施する。

(2) 経過措置

法第7条第1項に基づく助成金に係る経過措置については以下のとおりであること。

ア 平成27年4月9日以前に改善計画の認定をした中小企業労働環境向上助成金（団体助成コース）に係る改善計画については、「中小企業労働環境向上助成金（団体助成コース）」とあるのは「職場定着支援助成金（中小企業団体助成コース）」と読み替えるものとする。

平成25年3月31日以前に改善計画の認定を申請した中小企業者に対する中小企業基盤人材確保助成金の支給については、なお従前のとおりとする。

平成25年3月31日以前に改善計画の認定を受け、かつ都道府県労働局長から中小企業人材確保推進助成金の支給については、なお従

イ 平成28年3月31日以前に改善計画の認定を申請した事業協同組合等に対する定着支援助成金の支給については、なお従前のおりとする。

11及び12 (略)

前のおりとする。

改善計画の認定を申請し、平成25年5月15日以前に中小企業雇用創出等能力開発助成金の訓練実施計画届を都道府県労働局長に提出した中小企業者又は事業協同組合等の構成員である中小企業者に対する中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給については、なお従前のおりとする。

これらの改善計画の変更の認定申請については、各助成金の助成対象範囲内で認められたい。

また、平成27年4月9日以前に改善計画の認定をした中小企業労働環境向上助成金（団体助成コース）に係る改善計画については、「中小企業労働環境向上助成金（団体助成コース）」とあるのは「職場定着支援助成金（中小企業団体助成コース）」と読み替えるものとする。

11及び12 (略)

(別紙 1 表面) (略)
(別紙 1 裏面)

IV 改善計画

1 改善計画の種別に○を付してください。

- イ 構成中小企業者の労働力の確保を図るための改善計画
ロ 実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の創出に資する改善計画

2 改善計画の実施期間を記入してください。なお、実施期間は、概ね5年間（終期は、5年目の日の属する事業年度の末日まで。）以内とします。

年	月	～	年	月
---	---	---	---	---

3 組合等が実施する改善事業の項目とそれに参加する構成中小企業者数を記入してください。

(1) 参加構成中小企業者数 [] 社

(注) 募集・採用の改善を除くいずれかの項目に取り組む参加構成中小企業者数。

(2) 改善項目別参加構成中小企業者数

項目	労働時間等の設定の改善	男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭との両立支援	職場環境の改善	福利厚生の実施
実施の有無 (○又は×)				
参加構成中小企業者数	社	社	社	社

項目	募集・採用の改善	教育訓練の実施	その他の雇用管理改善
実施の有無 (○又は×)			
参加構成中小企業者数	社	社	社

(注1) 募集・採用の改善を除くいずれかの項目に取り組むことが必要です。

(注2) 1/3以上の構成中小企業者が、募集・採用の改善を除く6項目のいずれかの項目に参加することが必要です。

4 改善事業の目標、実施期間、内容、実施方法並びに必要とする資金の額及び調達方法

(1) 組合等は、別紙1別添1（1項目につき1業）及び別紙1別添2に記入するとともに、構成中小企業者の概要等を別紙1別添4に記入してください。

(2) 以下の施策の活用を希望する構成中小企業者は、別紙1別添4「施策活用の有無」欄に○を付してください。

また、このうち、「中小企業信用保証法の特例」及び「中小企業投資育成株式会社法の特例」の活用を希望する構成中小企業者は、別紙1別添1（1項目につき1業）及び別紙1別添3に記入してください。

- ・職場定着支援助成金（中小企業団体助成コース）を活用して組合等が行う中小企業労働環境向上事業への参加
- ・中小企業信用保証法の特例
- ・中小企業投資育成株式会社法の特例

(3) この計画を提出しただけでは希望の施策の対象となる要件を満たしたことはありません。別途申請等が必要です。

5 組合等が構成中小企業者の委託を受けて労働者の募集を行う場合には、当該募集の従事者及び内容を記入してください。

① 募集従事者

氏名	
役職名	

② 募集内容

賃金	労働時間及び休日	その他の募集の内容

V その他以下の書類の添付してください。

① 組合等の定款

② 組合等の最近3年間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合には、最近2年間の事業状況又は営業状況及び事業用資産の概要を記載した書類）

③ 組合等の改善事業の実施体制図

(別紙 1 表面) (略)
(別紙 1 裏面)

IV 改善計画

1 改善計画の種別に○を付してください。

- イ 構成中小企業者の労働力の確保を図るための改善計画
ロ 実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の創出に資する改善計画

2 改善計画の実施期間を記入してください。なお、実施期間は、概ね5年間（終期は、5年目の日の属する事業年度の末日まで。）以内とします。

年	月	～	年	月
---	---	---	---	---

3 組合等が実施する改善事業の項目とそれに参加する構成中小企業者数を記入してください。

(1) 参加構成中小企業者数 [] 社

(注) 募集・採用の改善を除くいずれかの項目に取り組む参加構成中小企業者数。

(2) 改善項目別参加構成中小企業者数

項目	労働時間等の設定の改善	男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭との両立支援	職場環境の改善	福利厚生の実施
実施の有無 (○又は×)				
参加構成中小企業者数	社	社	社	社

項目	募集・採用の改善	教育訓練の実施	その他の雇用管理改善
実施の有無 (○又は×)			
参加構成中小企業者数	社	社	社

(注1) 募集・採用の改善を除くいずれかの項目に取り組むことが必要です。

(注2) 1/3以上の構成中小企業者が、募集・採用の改善を除く6項目のいずれかの項目に参加することが必要です。

4 改善事業の目標、実施期間、内容、実施方法並びに必要とする資金の額及び調達方法

(1) 組合等は、別添1（1項目につき1業）及び別添2に記入するとともに、構成中小企業者の概要等を別添4に記入してください。

(2) 以下の施策の活用を希望する構成中小企業者（別添4で「施策活用の有無」に○を付した構成中小企業者）は、別添1（1項目につき1業）及び別添3に記入してください。

- ・職場定着支援助成金（中小企業団体助成コース）
- ・中小企業信用保証法の特例
- ・中小企業投資育成株式会社法の特例

(3) この計画を提出しただけでは希望の施策の対象となる要件を満たしたことはありません。別途申請等が必要です。

5 組合等が構成中小企業者の委託を受けて労働者の募集を行う場合には、当該募集の従事者及び内容を記入してください。

① 募集従事者

氏名	
役職名	

② 募集内容

賃金	労働時間及び休日	その他の募集の内容

V その他以下の書類の添付してください。

① 組合等の定款

② 組合等の最近3年間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合には、最近2年間の事業状況又は営業状況及び事業用資産の概要を記載した書類）

③ 組合等の改善事業の実施体制図

(別紙1別添1)

別紙1別添1)

改善事業の項目、目標、実施期間、内容、実施方法及び必要とする資金の額

組合等又は構成中小企業者の名称:

改善事業の項目		改善事業の目標	
---------	--	---------	--

年 度	改 善 事 業 の 内 容	改 善 事 業 の 実 施 方 法 (注1)	必要とする資金の額
初年度			万円
2年度			万円
3年度			万円
4年度			万円
5年度			万円
6年度			万円

(注1) 設備投資を行う場合は、改善事業の実施方法の欄に、具体的な設備又は施設の種類(自動塗装ロボット、自動搬出装置、NC旋盤、除塵・集塵設備、防振設備、空調設備等又は従業員宿舍、保健施設、給食施設、教養文化施設、託児施設等)を記入するとともに、必要とする資金の額に当該設備又は施設に係る資金の額を明記してください。

(注2) 以下の施策の活用を希望する構成中小企業者は、該当する施策に○を付してください。

- [・ 中小企業信用保証法の特例 ・ 中小企業投資育成株式会社の特例]

(別添1)

別添1

改善事業の項目、目標、実施期間、内容、実施方法及び必要とする資金の額

組合等又は構成中小企業者の名称:

改善事業の項目		改善事業の目標	
---------	--	---------	--

年 度	改 善 事 業 の 内 容	青少年の有無	改 善 事 業 の 実 施 方 法 (注2)	必要とする資金の額
		(注1)		
初年度				万円
2年度				万円
3年度				万円
4年度				万円
5年度				万円
6年度				万円

(注1) 改善事業の対象者に青少年(40年未満の者)が含まれる場合は○を記入してください。ただし、対象者全員が青少年の場合は◎を記入してください。

(注2) 設備投資を行う場合は、改善事業の実施方法の欄に、具体的な設備又は施設の種類(自動塗装ロボット、自動搬出装置、NC旋盤、除塵・集塵設備、防振設備、空調設備等又は従業員宿舍、保健施設、給食施設、教養文化施設、託児施設等)を記入するとともに、必要とする資金の額に当該設備又は施設に係る資金の額を明記してください。

(注3) 以下の施策の活用を希望する構成中小企業者は、該当する施策に○を付してください。

- [・ 職場定着支援助成金(中小企業団体助成コース) ・ 中小企業信用保証法の特例 ・ 中小企業投資育成株式会社の特例]

(別紙1別添2)

別添1別添2

改善事業の実施に必要な資金の調達方法

(単位:万円)

改善事業の項目	調達先 内訳	自己資金	国及び都道府県からの補助	国からの助成	政府金融機関等からの借入れ				民間金融機関からの借入れ	その他	合計	備考
					日本政策金融公庫		特利分	その他				
労働時間等の設定の改善	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
男女の雇用機会均等の確保及び職業生活との両立支援	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
職場環境の改善	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
福利厚生の実施	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
募集・採用の改善												
教育訓練の実施												
その他の雇用管理の改善												
合計												

(注) 都道府県等が単独で行う補助がある場合にはその他の欄に記載してください。

(別添2)

別添2

改善事業の実施に必要な資金の調達方法

(単位:万円)

改善事業の項目	調達先 内訳	自己資金	国及び都道府県からの補助	国からの助成	政府金融機関等からの借入れ				民間金融機関からの借入れ	その他	合計	備考
					日本政策金融公庫		特利分	その他				
労働時間等の設定の改善	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
男女の雇用機会均等の確保及び職業生活との両立支援	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
職場環境の改善	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
福利厚生の実施	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
募集・採用の改善												
教育訓練の実施												
その他の雇用管理の改善												
合計												

(注) 都道府県等が単独で行う補助がある場合にはその他の欄に記載してください。

(別紙1別添3)

(別紙1別添3)

改善事業の実施に必要な資金の調達方法

[・中小企業信用保証法の特例 ・中小企業投資育成株式会社法の特例]

を期待する構成中小企業者は、希望する施策を○で囲った上で、必要事項を記入してください。なお、この様式を提出しただけでは希望の施策の対象となる要件を満たしたことはありません。別途申請等が必要です。

構成中小企業者名:

(単位:万円)

改善事業の項目	調達先 内訳	自己資金	国及び都道府県からの補助	国からの助成	政府金融機関等からの借入れ				民間金融機関からの借入れ	その他	合計	備考
					日本政策金融公庫 特利分			その他				
労働時間等の設定の改善	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
男女の雇用機会均等の確保及び職業生活との両立支援	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
職場環境の改善	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
福利厚生の充実	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
募集・採用の改善												
教育訓練の充実												
その他の雇用管理の改善												
合 計												

(注) 都道府県等が単独で行う補助がある場合にはその他の欄に記載して下さい。

(別添3)

別添3

改善事業の実施に必要な資金の調達方法

[・職場定着支援助成金(中小企業団体助成コース) ・中小企業信用保証法の特例 ・中小企業投資育成株式会社法の特例]

を期待する構成中小企業者は、希望する施策を○で囲った上で、必要事項を記入してください。なお、この様式を提出しただけでは希望の施策の対象となる要件を満たしたことはありません。別途申請等が必要です。

構成中小企業者名:

(単位:万円)

改善事業の項目	調達先 内訳	自己資金	国及び都道府県からの補助	国からの助成	政府金融機関等からの借入れ				民間金融機関からの借入れ	その他	合計	備考
					日本政策金融公庫 特利分			その他				
労働時間等の設定の改善	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
男女の雇用機会均等の確保及び職業生活との両立支援	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
職場環境の改善	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
福利厚生の充実	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
募集・採用の改善												
教育訓練の充実												
その他の雇用管理の改善												
合 計												

(注) 都道府県等が単独で行う補助がある場合にはその他の欄に記載して下さい。

